

企画競争実施の公示

平成25年5月31日

国土交通省大臣官房福利厚生課長 平野 精壽

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

中央合同庁舎第3号館(国土交通本省)内における売店等の設置・運営

(2) 業務内容

中央合同庁舎第3号館(国土交通本省)内の以下①～④に掲げる売店等の設置・運営を行う。

- | | | |
|--------------------|---|-------|
| ① コンビニエンスストア | … | 1 事業者 |
| ② 書籍・文具売店 | … | 1 事業者 |
| ③ 総合売店(薬局、化粧品、その他) | … | 1 事業者 |
| ④ テイクアウト販売店 | … | 1 事業者 |

(3) 業務場所

東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎第3号館(国土交通本省)地下1階

(4) 業務期間

営業期間

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ① コンビニエンスストア | 平成25年8月30日(予定)から平成26年3月31日まで |
| ② 書籍・文具売店 | 平成25年10月3日(予定)から平成26年3月31日まで |
| ③ 総合売店(薬局、化粧品、その他) | 平成25年10月30日(予定)から平成26年3月31日まで |
| ④ テイクアウト販売店 | 平成25年9月16日(予定)から平成26年3月31日まで |

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で国有財産の使用許可期間を更新し、営業を行うことができる。

なお、営業の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

2 国有財産の使用許可

- 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。
- 国有財産の使用許可は、国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健(以下「会計課長」という。)が行う。

3 企画競争参加資格要件

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 国土交通省における物品の製造等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- 会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- 国税及び地方税を完納していること。
- 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 下記4の(3)の説明会に参加した者であること。

4 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省大臣官房福利厚生課事業第一係
電話03-5253-8111(内線22193/22194) ファクシミリ03-5253-1535

(2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成25年5月31日から平成25年6月12日までの間に、上記(1)において書面により交付する(平日10時から17時まで)。

(3) 説明会の日時、場所

日時：平成25年6月13日14時00分から
場所：東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第2号館16階
大臣官房福利厚生課会議室

(4) 応募申込み

公募に参加を希望する者は、平成25年6月12日17時までに、上記(1)へ電話で申込みを行い、来省のうえ提案要領を受領すること。

(5) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成25年6月24日17時までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする)にて提出すること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4の(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記2の国有財産の使用許可手続の完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (7) その他の詳細は提案要領による。